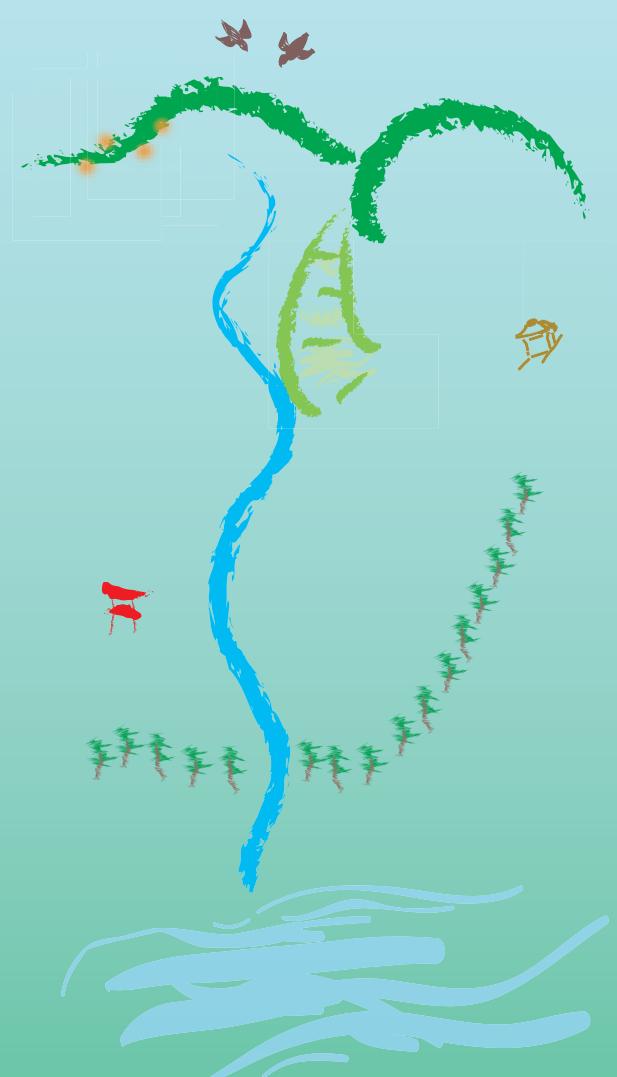


大磯町
まちづくり
基本計画

- 概要版 -

平成18年3月



 大磯町

第1章 まちづくり基本計画のめざすもの



●まちづくり基本計画策定の趣旨●

大磯町は、先人から受け継いだ歴史や文化を大切にし、恵まれた自然環境と調和しながら発展をしてきました。まちづくりは、環境との共生と生活の質の向上に重点をおいて進めてきましたが、さらに計画的な土地利用、道路や下水道等の都市基盤施設の整備、公共空間のバリアフリー化、都市の安全性の向上、既存施設等の活用及び大磯らしい風景の継承など成熟社会に対応し、特性を活かした魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、総合計画基本構想の実現をめざし、土地利用・まちづくり（都市づくり）分野の大磯らしさを表す基本計画として、大磯町まちづくり基本計画を策定するものです。

●対象・計画年度とまちづくり基本計画の役割●

まちづくり基本計画の対象は、町の全域です。計画年度は平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までの15年間です。

まちづくり基本計画の役割は以下のとおりです。

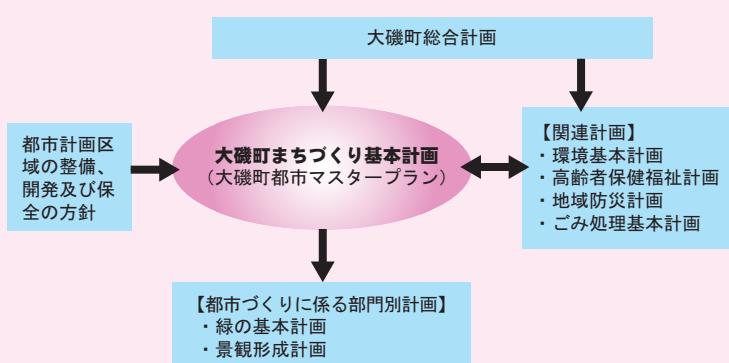
- ①町の土地利用計画と都市計画の基本となります。
- ②都市づくりに係る部門別計画を調整し、部門別計画の指針となります。
- ③町民、事業者、行政の共通のまちづくりの目標となります。

●まちづくり基本計画とまちづくり条例の関係●

まちづくり基本計画は、まちづくり条例の根幹に位置づけられる計画で、自治によるまちづくり、協働によるまちづくり、秩序あるまちづくり、協調によるまちづくりなどの他の仕組みへとつながるようになっています。

●まちづくり基本計画の位置づけ●

まちづくり基本計画は、都市計画法の市町村の都市計画に関する基本的な方針（大磯町都市マスターplan）であり、町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画を支える都市づくりの基幹的な個別計画となります。



第2章 まちづくりの現況と課題

●町の特性と課題●

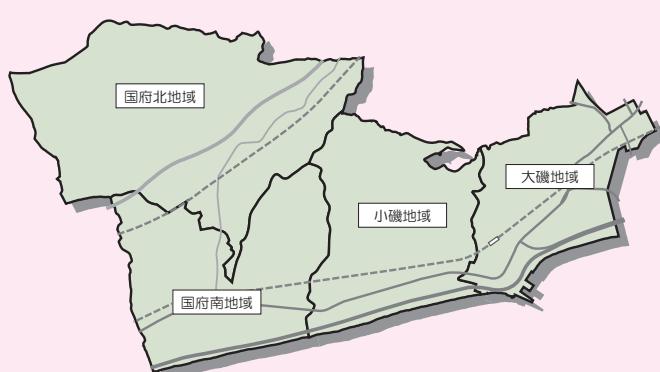
大磯町の特性	全体的な課題
1) 自然環境の豊かなまち 2) 住宅のまち 3) 歴史文化が薫るまち 4) 田園のあるまち	1) 個性の発掘と活力 2) 少子高齢化への対応 3) 自然環境の保全と良質な風景の形成 4) 既存施設等の活用

●地域別の課題●

地域名	課題
大磯地域	<ul style="list-style-type: none">・自然と文化を活かす・人が来るまちづくり・魅力ある市街地の形成・良好な住宅地の形成・歴史的建造物等の保存・活用・都市拠点の整備
小磯地域	<ul style="list-style-type: none">・緑豊かな良好な住宅地の形成・歴史的建造物等の保存・活用・安全で歩きやすい道路の整備・下水道の整備・海浜地、松林の保全・農地、里山の保全・活用・自然を活かし楽しみながら管理する仕組み
国府南地域	<ul style="list-style-type: none">・多様な居住に対応する住宅地の形成・良好な住宅地の形成・市街地未用地等の計画的な整備・歴史的建造物等の保存・活用・都市拠点の整備・道路の整備・下水道の整備・河川を活かした風景づくり・里山の保全・活用・地域の素材を活かし地域を運営していく仕組み
国府北地域	<ul style="list-style-type: none">・集落環境の向上・自然環境の保全・活用・里山の保全・活用・歴史的建造物等の保存・活用・田園風景と調和し地域活性化に資する土地利用の展開・交通の確保

●地域区分●

歴史、地形、小学校区及び都市計画基礎調査のゾーンを考慮し、大字を単位として次の4地域に区分しました。



第3章 全体構想

1 大磯らしいまちづくりの目標

1-1 大磯らしさ

大磯らしさは、山と海が近接する豊かな自然と調和して、国府として、宿場町として、別荘地としてなど、特徴的な歴史的経緯のなかで、町民の日々の営みの積み重ねによって形づくられてきたものです。

町民意識調査やワークショップなどの意見等をもとに、この計画では大磯らしさを次のように表します。

「大磯らしさは、海や山などの自然環境、松並木や歴史的建造物などの歴史・文化環境など、風土と時代の移り変わりの中で大磯が歩んできた歴史と人々の生活とが相まって醸成されたものです。」

この大磯らしさは、大磯町での居住や来訪の魅力であり、まちの活性化に資するものとして、町民で広く共有し、まちづくりの基本に据えて守り育んでいくものとします。

1-2 基本理念と目標

●基本理念●

「豊かな自然に歴史・文化が薫り
ほっとする素敵なまち 大磯」

目標

- 1) 自然と共生するまち
- 2) 歴史が重層するまち
- 3) 安心して暮らしやすいまち
- 4) 特性を活かす産業のまち

1-3 計画の前提

■将来人口■

単位（人）

平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成32年度 (2020年度)
33,000	33,000	33,000

1-4 将來の都市構造

本町は、海と山に挟まれた平地に細長く市街地が形成されています。市街地の中心は、東部の大磯駅周辺と西部の国府支所周辺であり、西部地区で人口が増えています。

丹沢山系からつながる鷹取山や高麗山等の丘陵の自然のつながりは、川と海とともに町の骨格を形成し、生態系にとっても大事な所です。

将来の都市構造は、現在の都市構造を受け継ぐとともに、新たな都市的魅力の向上を図っていくことを基本とします。

●拠点とゾーンと軸●

都市拠点

- ①大磯駅周辺
- ②国府支所周辺

文化レクリエーションゾーン

- 海浜地および大磯城山公園・大磯運動公園周辺

軸

- ①東海道軸（国道1号）
- ②緑の環境軸（鷹取山から高麗山）

●5つの土地利用地域●

①住宅地

②商業・業務地

③工業・流通業務地

④農業地

⑤自然環境保全地

●骨格的な交通網●

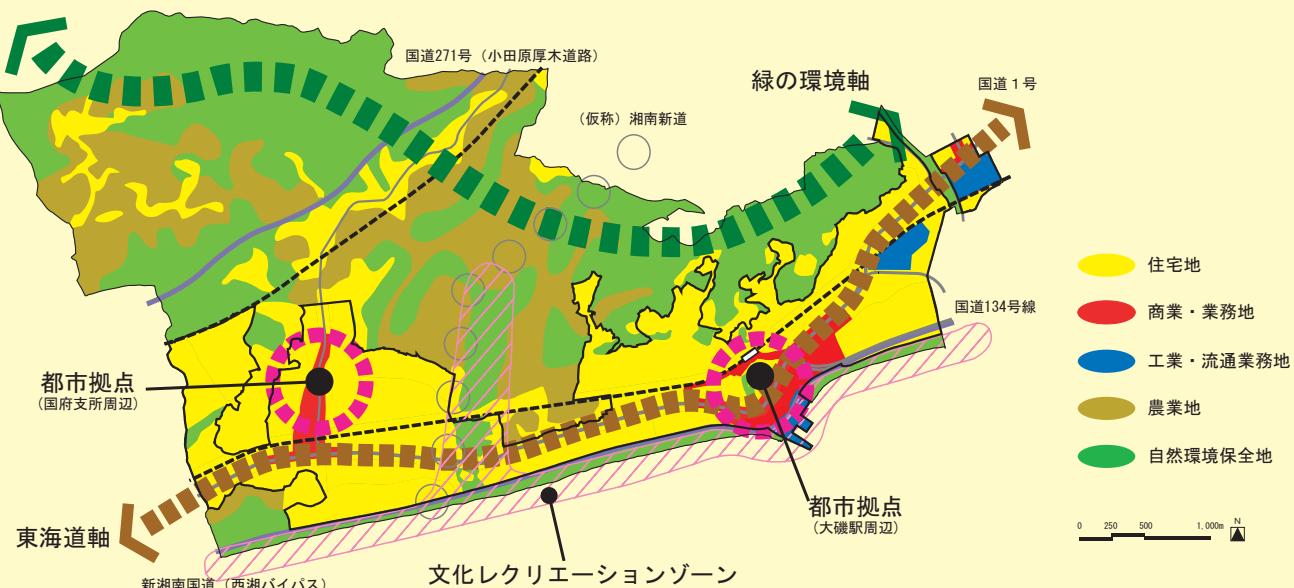
自動車専用道路

- 新湘南国道、国道271号

主要幹線道路

- 国道1号、国道134号線

■将来都市構造図■



第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

大磯町
まちづくり
基本計画

2-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

●基本方針●

①自然環境のつながりを守り、活用する 一自然ー
鷹取山から高麗山に至る山林、その中間に位置する小磯一体の里山及び河川は、生態系としてそのつながりを確保します。また、これらの自然は、風景として「見る」自然であると同時に、「ふれあう」自然として積極的に活用する土地利用を行います。

②町民生活を支える大磯らしいまちの中心をつくるーまち中ー¹
本町は、大磯町と国府町という歴史の異なる2つの町が合併したことから、それぞれにまちの中心が存在します。今後もこれらの中心が町民生活の拠点となるよう、商店街としての機能、各種利便施設の集積地としての機能を充実させていきます。また、これらの中心地は、それぞれ街道型の商業地としてこの特性を活かした地域の整備に取り組みます。

③緑の多いゆとりある住宅地をつくる ー住宅地ー
住宅地の特徴と背景は様々ですが、宅地内の緑が多く、比較的ゆとりのある住宅地が形成されているのが本町の特徴です。このような特徴を維持しながら魅力ある住宅地とするために、低層を中心とした、道沿いから庭の緑がかいま見える住宅地となるような土地利用を行います。

④活気のある農業集落地をつくる ー集落と農地ー
農地及び農家の減少、地域の活力の停滞という現状を踏まえて、農業地域では、地域活性化をめざした土地利用を図ることを基本とします。その際には、田園風景を損なわないような場所、形態へと誘導するとともに、営農しやすいように農地のまとまりを確保することなどの地域特性に配慮した土地利用を図ります。

⑤土地特性にふさわしい利用をする ー土地条件ー
今後土地利用の転換を図る際には、本来土地が有している、地形、地質等の特性からみて、望ましい土地利用がなされるようになります。特に、安全面、生態面から見て、土地利用転換をすることが望ましくない地域ではこれを抑制します。

●土地利用の方針●

①住宅地の区分と方針

区分	方針
緑陰住宅地	敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m）よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地です。
低層住宅地	戸建て住宅を中心とした緑の豊かな地域づくりをめざす区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を図る区域で、第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。
低中層住宅地	高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域への変更をめざす住宅地です。

区分	方針
一般住宅地	低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域・第二種住居地域及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地です。
集落住宅地	集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行います。
土地利用調整区域	国府地域の市街化区域に隣接する区域。市街化圧力によるスプロール化を未然に防止しつつ、将来的に計画的な住宅主体の市街地としての土地利用について検討します。

第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

②商業・業務地の区分と方針

区分	方針
商業地	大磯、国府の中心部の区域。古くからの街道型、小規模店舗型の商業集積を活かし、身近な生活拠点としての充実を図るとともに、歴史を感じる町並みづくりを図ります。
業務地	役場周辺の国道沿道の区域。役場、図書館、銀行など公共公益サービスの立地を主体とする利便性の高い区域とします。

③工業・流通業務地の区分と方針

区分	方針
工業地	JR東海道本線沿線の既存工場の地区。現状の機能の維持を図ります。
流通業務地	JR貨物相模貨物駅及び臨港地区に指定されている大磯港の地区。現状の機能の維持を図るとともに、大磯港については港湾の有効利用のあり方を検討します。

④農業地の方針

区分	方針
農業地	農地の保全と活用を図ります。特に、近年の農業の衰退傾向を踏まえ、農地を利用した都市農村交流を促進するなど、産業としての農業だけでなく、田園風景や地域活性化の取り組みの一環としての農地の多様な利用方法を模索し、有効活用を図ります。



西小磯の谷戸と農地

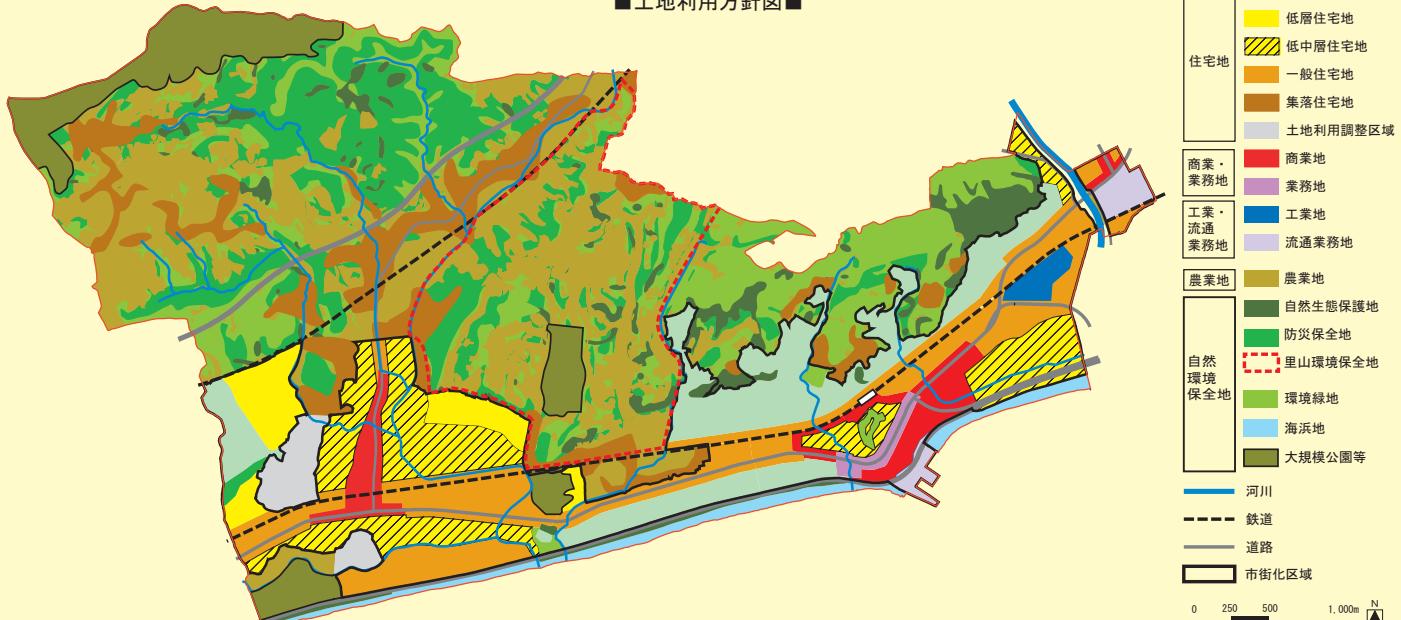
⑤自然環境保全地の区分と方針

区分	方針
山林	自然生態保護地 スダジイなどの貴重な樹木が群生する区域。原則として現状を維持し、山林の管理や自然観察や学習等を目的とする活動に限定して行います。
	防災保全地 急傾斜地等の土砂災害の危険性の高い区域。地盤安全性を確保するため、原則として大規模な樹木の伐採及び土地の改変を行いません。
	里山環境保全地 西小磯地域を中心とした、南北は城山公園からコマツ研究所、東西は町道幹線17号線（小磯・万田線）からおおいそ学園までの山林の区域。日常的に散策や虫取りなど自然に親しめる里山の区域として一的な保全と活用を図ります。
	環境緑地 上記の区域以外の山林の区域。景観、生態の補完的機能の維持の観点からなるべく保全を図り、土地利用転換を行う際にも周辺景観への配慮を行います。
海浜地	北浜からこゆるぎの浜までの一連の海岸の区域。背後の松林と共に保全を図り、海辺の親しむ利用を図ります。
大規模公園等	城山公園、運動公園及びゴルフ場の区域。適切な管理を行い、公園の積極的な市民の利用を促します。

●施策の展開●

施策	内容
特性を活かした住宅地の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、特別用途地区、高度地区、風致地区）や地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域や緑地協定、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより特性を活かした住宅地の形成を図ります。
農地の保全と活用	農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域や農用地区域、市民農園、農業生産基盤整備、都市農村交流、まちづくり条例の地区まちづくり計画などにより農地の保全と活用を図ります。
自然環境保全地の保全と活用	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、景観法の景観計画、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、自然とのふれあいの場づくりなどにより自然環境保全地の保全と活用を図ります。

■土地利用方針図■



0 250 500 1,000m N

第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

大磯町
まちづくり
基本計画

(2) 緑地の整備方針

●目標●

緑の基本計画の緑の将来像「広がる海と緑豊かな山が語り合うまち大磯」の実現をめざします。

●整備方針●

①地形や水系などの自然の骨格を緑の骨格とし、緑の保全と活用を図ります。なお、緑の保全を図る地域制緑地の風致地区と特別緑地保全地区は、次の方針に基づいて指定をめざします。

- ・ 風致地区は、原則として第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域の樹林地や海浜地などの自然的風景に富んだ地域に指定します。
- ・ 特別緑地保全地区は、町域の良好な自然環境を形成している緑地で、災害の防止等のため必要な土地の区域、伝統的又は文化的意義を有する土地の区域や風致、景観が優れている土地の区域に指定します。

②骨格的な緑と暮らしの場の緑、歴史文化遺産や景観地区の指定をめざす景観重要建造物と一体となった緑や公園緑地などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。

③都市の安全性や美しい風景をつくる緑の保全と創造を図ります。

④身近な暮らしの中に水と緑を育むとともに、自然との憩いの場の整備を進めます。

⑤里山の緑の適正な管理を図ります。

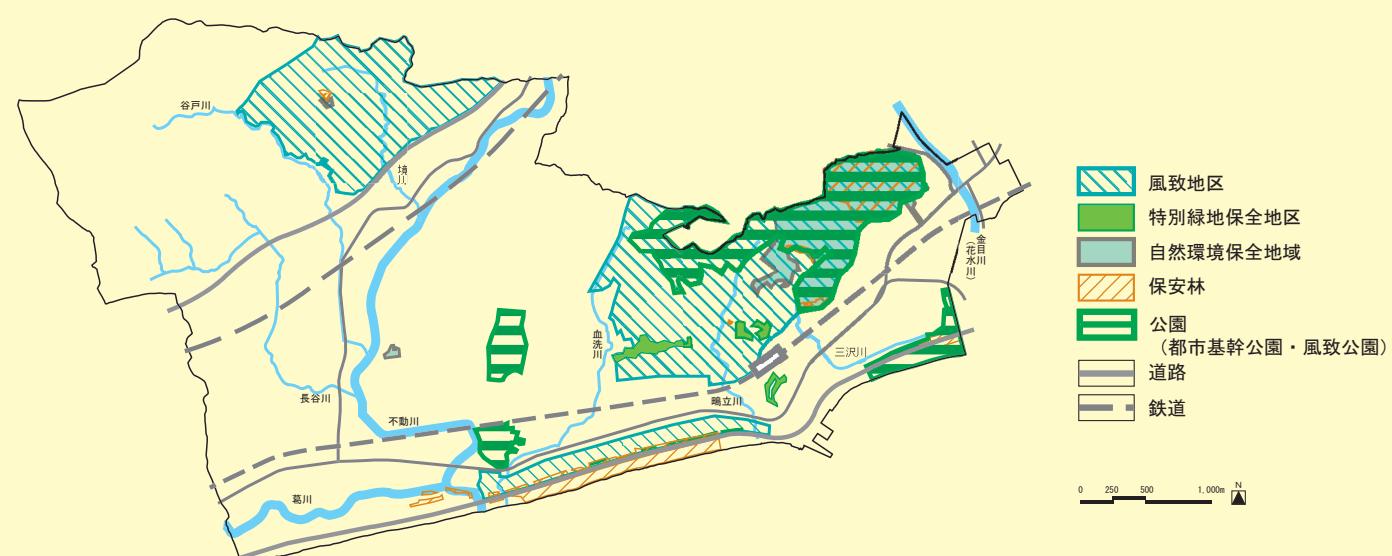
●施策の展開●

施 策	内 容
骨格的な緑の保全と活用	都市計画法の風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、森林法の保安林や地域計画対象民有林、ボランティア活動、里山の再生などにより骨格的な緑の保全と活用を図ります。
緑のネットワークの形成	公園、文化財、保存樹・保存樹林、景観法の景観重要建造物等、都市緑地法の緑化地域、街路樹、河川などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。
里山の緑の適正な管理	条例・協定等の検討、ボランティア活動、自然とのふれあいの場づくり、管理の仕組みづくりなどにより里山の緑の適正な管理を図ります。



高麗山

■緑地の整備方針図 ■



第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

2-2 魅力的な空間形成の方針

(1) 風景の形成方針

●目標●

大磯らしい風景の保全と創出をめざします。

●大磯らしい風景の心象●

町民アンケートやワークショップでは、大磯らしさを表すものとして、海、山並みや川などの自然環境や自然風景、大磯駅舎、町内に点在する歴史的な建築物、松並木、生垣の続く細道のある町並みなどが多く挙げられ、特に、海・山・川や近代の歴史的な建築物については、大磯らしさを表すものとして固有の地名や名称が多く挙げられています。

●基本方針●

- ①大磯らしさを「守り」、「育む」
- ②大磯らしい自然風景を「守り」、「育む」
- ③大磯らしい町並み風景を「守り」、「育む」
- ④歴史的・文化的価値のある「大磯らしさ」を「守り」、「育む」
- ⑤「大磯らしさ」を共有する
- ⑥様々な施策を組み合わせる

●風景の保全・創出の誘導指針●

大磯らしい風景を保全し、かつ新たに創出していくために、次の8つの風景の特徴を特に大事にし、土地利用を行うものとします。

自然風景

①山の風景

大磯は、山が市街地の近くに位置することから、山並みが身近なものとなっています。この美しい山並み風景の保全のため、山のスカイラインや山の中腹の建物の壁面の大きさについて配慮をするものとします。

②海の風景

東西に砂浜が続き、海岸からは相模湾が一望され、照ヶ崎の磯からは白砂青松のこゆるぎの浜を背景に富士山や箱根連山が見渡せます。このすばらしい海岸の風景の保全のため、自然海岸の保全と松林の維持管理を図るとともに、建築物等をつくる場合には、海岸風景と調和するように配慮をするものとします。

③眺望の風景

高台等からの眺望風景を守るために、これらの眺望点を確保していくとともに、眺望を阻害する建築物等をつくらないような配慮をするものとします。

④田園の風景

特徴的な自然風景として、美しい谷戸の田園風景と丘陵地の田園風景があります。これらの地域で必要な建築物等をつくるには、周辺の田園風景と調和するように配慮をするものとします。

町並み風景

⑤緑に包まれた住宅地の風景

緑豊かな住宅地の風景を維持するために、多くの植栽が可能となるよう、なるべく個々の敷地の規模を維持し、その土地本来の植物（潜在自然植生）、古い屋敷林や景観木等により緑化を推進するものとします。また、それぞれの住宅地の特徴を読み取り、周囲の雰囲気との調和を取るようにします。

⑥緑豊かな駅周辺の風景

大磯駅周辺の風景は、駅舎が関東の駅百選に選ばれる個性的な建築物であるほか、駅前・ホームから見る景色が緑に覆われている点、周囲を低層の建築物で囲まれている点、町民になじみの深い建築物がある点などの特徴があります。

これらの特徴の維持・保全を図るとともに、建築物等をつくるに際しては周囲の雰囲気との調和を取り、これらの特徴を活かしていくものとします。

歴史的・文化的風景

⑦松並木のある風景

松並木は大磯にとって最も象徴的な歴史的風景です。この風景を保全するために、松の維持管理を行うとともに、建築物等をつくるに際しては松並木との調和を取るものとします。

⑧歴史的・象徴的建築物のある風景

大磯には各時代の歴史的な建築物や、町民にとって象徴性の高い建築物が数多く点在します。

これら歴史的建築物等の積極的な保存・活用を図ります。また、その周辺に新しい建築物等をつくるに際してはその場所の特徴を読み取り、歴史的・象徴的建築物のある風景との調和を大切にするものとします。

●施策の展開●

施 策	内 容
自然風景の保全と創出	都市計画法の区域区分や風致地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、景観法の景観計画や景観地区、森林法の保安林や地域森林計画対象民有林、神奈川県自然環境保全条例の自然環境保全地域、公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより自然風景の保全と創出を図ります。
良好な町並み風景の形成	都市計画法の地域地区（用途地域、風致地区、高度地区）や地区計画・建築基準法の建築協定、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整、電線類地中化、屋外広告物の規制、町のいけがき奨励事業などにより良好な町並み風景の形成を図ります。
歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用	景観法の景観計画、景観地区や景観重要建造物等の指定、文化財保護法の登録文化財の指定、都市公園法の公園、まちづくり条例の地区まちづくり計画・開発事業の協議調整などにより歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用を図ります。

第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

大磯町
まちづくり
基本計画

(2) 拠点等の整備方針

●拠点・ゾーンの整備方針●

拠点とゾーン		整備方針
拠点	大磯駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の山並みやエリザベスサンダースホーム一帯の緑と調和し落ちついた景観の保全 駅及び駅周辺のバリアフリー化 近代の歴史的建築物の町並み、旧東海道筋の商業地の町並み、大磯港周辺の旧漁村の町並みなどの整備と拠点活性化への活用 住民参加による四季の花植えなど景観形成の取り組み
	国府支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> 谷戸川を活かした歩行者環境整備などによる水と緑と文化のネットワークの形成 県道相模原大磯線沿道の町並み形成などによる賑わいの創出
ゾーン	里山レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備 湧水やホタルに代表される里山と谷戸の自然の保全と、環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用
	海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 海の自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用 北浜海岸：比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全 照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全 こゆるぎの浜：海岸侵食の防止と松林と一緒にした砂浜景観の保全 大磯港：港の資産を活かし地域を活性化する港づくり

●重点地区の整備方針●

重点地区	整備方針
高麗山公園周辺地区（高麗山～代官山）	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域等の制度の活用と、樹林地の維持管理に関する施策の実施による山の緑の景観の保全 眺望点や散策路など、山の自然にふれあえる環境整備 山裾の住宅地における風致地区等の指定による山並みと調和した景観の形成
化粧坂松並木地区	<ul style="list-style-type: none"> 松並木の保全と安全に歩ける道路空間の整備 松並木植栽部分の維持管理や松並木と調和した町並み形成に向けた地区まちづくり協定等のルールづくり
大磯港・海岸地区	<ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあえる場としての海岸の整備と活用 北浜海岸：比較的広い砂浜、防砂林や海浜植物の自然環境の保全 照ヶ崎海岸：海岸侵食の防止と磯の自然環境の保全 大磯港：港の資産を活かし地域を活性化する港づくり
小湊綾海岸松林地区	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線松林における特別緑地保全地区や風致地区等の検討 旧東海道の松並木の維持・保全 旧東海道沿道の町並み形成に向けたルールづくり及び地区計画等の検討 歴史的建造物等の保存・活用の検討 海岸侵食の防止と松林と一緒にした砂浜景観の形成
小磯山手地区	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり 生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成 旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討
西小磯谷戸周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備 血洗川の親水整備の推進
運動公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 公園、万台こゆるぎの森（旧野村研修所跡地）、里山、谷戸などの自然を活かした一体的な整備 湧水やホタルに代表される里山と谷戸の自然の保全 環境教育など自然とふれあえる場としての整備と活用
旧東海道中丸地区	<ul style="list-style-type: none"> 城山公園と松並木・六所神社を結ぶコミュニティ道路・観光散策プロムナードに向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備
六所神社周辺地区	国道1号からの参道と一体となった歴史的環境の保全に向けた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくりと景観整備
葛川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> 流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全 河川改修とあわせた親水環境の整備
不動川沿い地区	<ul style="list-style-type: none"> 流域単位での汚水流入対策や農業等の支援による川の環境保全 河川改修とあわせた親水環境の整備
神揃山地区	地域で行われている維持管理活動等への支援と、散策路や眺望点等里山の自然にふれあえる環境整備
谷戸川及び鷹取山地区	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区等による鷹取山の保全と維持管理 自然観察路・ハイキングルートの整備 谷戸川の水質改善及び自然河岸の保全
虫塙周辺地区	自然景観の保全に配慮した生活・農業基盤の整備

●軸の整備方針●

軸	整備方針
東海道軸	町の魅力を高め、都市との交流・連携を図る空間として、歩車道の快適さ、旧東海道の面影や賑わいのある街道としての整備
緑の環境軸	環境の保全とともにビオトープネットワーク、良好な景観の形成や自然とふれあえる場の整備

●施策の展開●

施 策	内 容
拠点の整備	整備構想の策定、交通環境・商業・観光基盤・景観の整備、バリアフリー化などにより拠点の整備を図ります。
海浜ゾーンの保全と活用	砂浜の維持管理、海岸へのアクセスの確保、海浜植物の保全、海岸美化、体験学習と自然とふれあえる場の整備、利用調整、大磯港再整備などにより海浜ゾーンの保全と活用を図ります。
重点地区の指定と整備	まちづくり条例の推進地区、推進地区整備計画、地区まちづくり事業、地区まちづくり協議会や地区まちづくり計画、景観法の景観計画、景観地区や景観協定、都市計画法の風致地区や地区計画、建築基準法の建築協定、ボランティア活動などにより重点地区の指定と整備を図ります。

■魅力的な空間形成の方針図■



第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

2-3 生活基盤整備の方針

(1) 交通体系の整備方針

●目標●

快適に移動できる交通基盤の形成をめざします。

- ①交通網の整備
- ②安全性・快適性・利便性の確保

●整備方針●

- ①徒歩、自転車、公共交通機関を連携させたネットワークの形成を図ります。
- ②幹線道路網の形成を図ります。
- ③地区内道路の整備により交通環境や生活環境の向上を図ります。
- ④事業者や関係機関等と調整し、駅の交通結節点機能の充実とバスサービスの向上等により公共交通の充実を図ります。
- ⑤環境に配慮し、誰もが利用しやすい安全で快適な交通施設の整備を図ります。

●施策の展開●

施 策	内 容
道路の整備	主要幹線道路 ((仮)湘南新道など)、幹線道路 ((仮)国府新宿東西線、(仮)小磯南北線、町道幹線16号線、町道幹線27号線など)、生活道路の整備を図ります。
歩行者・自転車の交通環境の整備	歩道、自転車道、自転車歩行者道、バリアフリー化などにより歩行者・自転車の交通環境の整備を図ります。
公共交通の充実	大磯駅や駅周辺の整備、道路整備、バスルート整備、循環型コミュニティバス等の導入などにより公共交通の充実を図ります。

(2) 河川・下水道の整備方針

●目標●

河川は、治水と河川環境の両機能を有する河道改修により、多自然型川づくりをめざします。

下水道は、計画区域全域を整備し、生活環境の向上と自然環境の保全をめざします。

●整備方針●

- ①県管理河川は、1時間当たり概ね50mmの降雨に対応できるよう、河川改修計画に基づき護岸等の整備を促進します。町管理河川は、河川改修計画を定め、重要度の高い河川から計画的に整備を進めます。
- ②河川は、治水・親水・人と自然にやさしい水辺の観点から整備を図ります。
- ③下水道は、東部地区から整備を進め、市街化区域の住宅密度の高い区域を優先的に整備します。

●施策の展開●

施 策	内 容
治水機能の強化	護岸整備、森林等の保全、浸透舗装などにより治水機能の強化を図ります。
多様な水辺づくり	生物の生息・生育環境の保全・復元、遊歩道、川遊び場などにより多様な水辺づくりを図ります。
河川の水質の向上	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などにより河川の水質の向上を図ります。

(3) 都市防災の方針

●目標●

誰もが安心して生活することができる災害に強いまちをめざします。

- ①災害の危険を軽減する都市空間の創造
- ②災害を防御し安全な避難を可能とする都市構造の創造
- ③安全で快適な都市環境の創造

●整備方針●

- ①地形や地域特性等に応じて計画的な土地利用の規制誘導を図ります。
- ②土砂災害危険箇所の周知を進め、危険区域の指定等により災害防止対策を進めます。
- ③下水道の整備を進めるとともに、人と自然にやさしい水辺づくりによる河川の治水対策を進めます。
- ④大規模地震時の避難を可能にするため、避難場所、避難路、緊急輸送路等の整備を進めます。
- ⑤災害時の市街地の延焼拡大防止を図るため、木造密集市街地等における不燃化や防災化を進めます。



第3章 全体構想

2 大磯らしさを守り育む方針

大磯町
まちづくり
基本計画

●施策の展開●

施 策	内 容
急傾斜地等の安全性の向上	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域、都市計画法の区域区分や風致地区、施設整備、指定区域等の周知などにより急傾斜地等の安全性の向上を図ります。
防災拠点と避難路の安全性の向上	避難所の耐震化、公園等の整備、避難路沿道建物の不燃化・耐震化などにより防災拠点と避難路の安全性の向上を図ります。
木造密集市街地等の改善	建築物の耐震化、道路や公園等の整備、住環境整備事業、地区計画などにより木造密集市街地等の改善を図ります。

2-4 生活環境整備の方針

(1) 住宅・住環境の整備方針

●目標●

町民の住宅・住環境の質の向上をめざします。
①良質な住宅・住環境での豊かな生活
②大磯らしい住宅・住環境の形成

●整備方針●

- ①高齢者等が安心して暮らし続けるための住宅・住環境の整備を進めます。
- ②自然環境との調和に配慮する住宅・住環境の整備を進めます。
- ③子育て世代の定住を促進する住宅・住環境の整備を進めます。
- ④地域特性に応じた住宅・住環境の整備を進めます。

●施策の展開●

施 策	内 容
高齢者等が暮らし続けられる環境の整備	町営住宅の整備、住宅改善への支援、バリアフリー化などにより高齢者等が暮らし続けられる環境の整備を図ります。
子育て世代の定住促進	賃貸住宅の誘導、持家取得のための支援、開発事業の基準の見直し、子育て支援などにより子育て世代の定住の促進を図ります。
地域特性に応じた住宅・住環境の形成	都市計画法の用途地域、風致地区や地区計画、景観法の景観計画や景観地区、都市緑地法の緑化地域、まちづくり条例の地区まちづくり計画、生活道路や公園の整備、敷地内緑化などにより地域特性に応じた住宅・住環境の形成を図ります。

(2) その他の都市施設の整備方針

●目標●

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の向上をめざします。

●整備方針●

- ①長期的な視点にたって効率的・効果的な都市施設の整備を図ります。
- ②既存施設の活用を重視します。

●施策の展開●

施 策	内 容
衛生処理施設等の整備	ごみ焼却場、汚物処理場、最終処分場など、近隣市町との連携による広域処理も含めて最適な衛生処理施設等の整備を図ります。
既存施設の活用	国府支所、コミュニティ施設、教育施設、社会福祉施設等の既存施設の活用を図ります。

2-5 自治のまちづくりの方針

●目標●

町民は、自ら住みよいまちづくりを進め、地区的将来像を定めて共有し、町の支援の下、その実現をめざします。

●整備方針●

町民が主体的に進めるまちづくりの手法として、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定（以下「制度」という。）があります。

次の方針により制度の推進を図ります。

- ①町広報等を利用して制度の周知を図ります。
 - ②地区まちづくり計画が定められている地区は建築協定や地区計画の活用を、建築協定が定められている地区は地区計画の活用を図ります。
 - ③次の地区に制度の適用を図ります。
 - ア 拠点、ゾーン、軸又は重点地区に位置づけられている地区
 - イ 一団の住宅地として良好な住環境が形成されている地区
 - ウ 原則として1ha以上の開発行為等により良好な住環境が形成されている又は形成される地区
 - エ 市街化区域に農地等の空地がまとまり都市施設が未整備な地区
 - オ 狹い道路、密集している建築物など防災や住環境などに課題がある地区
 - カ 市街化調整区域において地域活性化と秩序ある土地利用を行おうとする地区
- ④他の制度等と連係して取り組みます。
- ⑤まちづくり活動への支援の充実を図ります。

●施策の展開●

施 策	内 容
制度の周知	広報、ホームページ、出前講座、講演会、パンフレット作成などにより制度の周知を図ります。
制度の活用	まちづくり条例のまちづくり団体や地区まちづくり協議会、情報の提供、まちづくり専門家派遣などによる町民活動への支援などにより制度の活用を図ります。



東の池

第4章 地域別構想 大磯地域

●大磯地域らしさ●

大磯地域は、東には金目川（花水川）が流れ、南には砂浜、港、磯など様々な顔をもつ海を有し、北には高麗山や浅間山などの比較的急峻な丘陵が巡り、その間に市街地が形成されています。

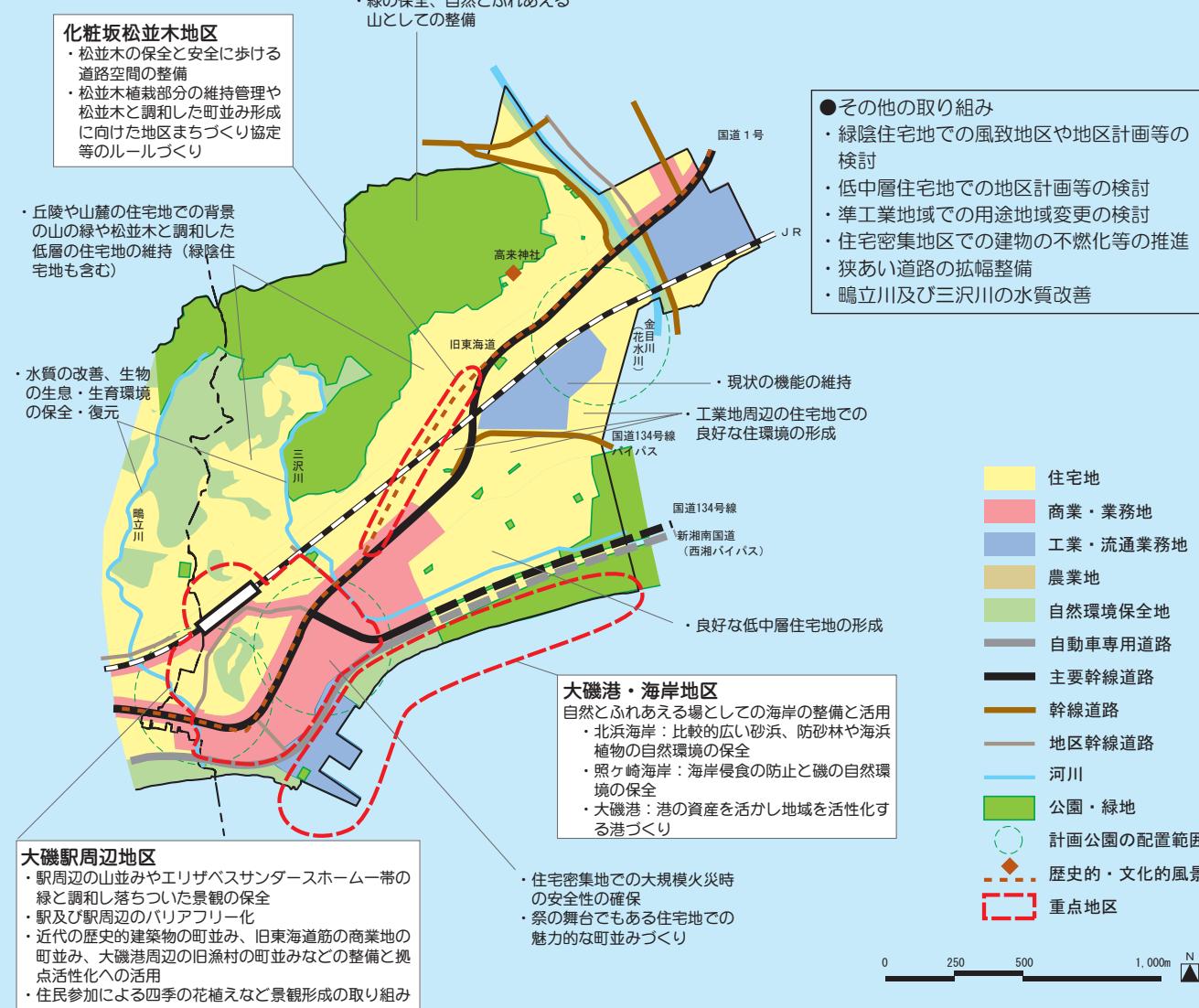
その市街地は、鎌倉時代には宿駅として、江戸時代には東海道の宿場町として、明治以降は海水浴場の開設、東海道線の開通により多くの政財界人や文化人が別荘を構え、保養地、別荘地として発展してきました。そして、住民の暮らしの中には、高麗山や海、松並木などの自然や町並みと密接なつながりをもった祭が引き継がれてきています。

これらの豊かな自然、歴史や文化が地域らしさとなっています。

●地域らしさを守り育む方針●

- (1) 大磯の顔となる拠点づくり
- (2) 緑と調和し文化が生きる住宅地の形成
- (3) 海・山の風景の保全とふれあえる自然環境づくり
- (4) 既存の工業地域の維持
- (5) 安全に歩いて巡れる歩行者環境づくり

■大磯地域・地域らしさを守り育む方針図■



●地域づくりの目標●

「自然と歴史・文化を受け継ぐ
住む人にも訪れる人にも魅力的なまち」

豊かな自然環境と歴史の変遷を経て育まれてきた文化が、大磯地域の多くの魅力資源となっています。これらを継承し活用するとともに、住民による四季の花植えなど、それらを演出する新たな魅力の創出に取り組み、住む人も訪れる人も、快適に楽しく歩いて巡れるような魅力的な地域づくりをめざします。



祭りの様子（高麗寺祭 山神輿）

第4章 地域別構想 小磯地域

大磯町
まちづくり
基本計画

●小磯地域らしさ●

小磯地域は、南にはこゆるぎの浜、後方には代官山や本郷山などの小高い丘陵が巡り、その間には谷戸、田園、松並木、緑豊かな住宅地などがあり、多様な風景をもつ地域であるといえます。

この地域には、鎌倉古道や旧東海道が通り、大磯中学校前の松並木にその名残をとどめています。また、明治以降は多くの政財界人や文化人が別荘を構え、現在にその姿を伝えています。

このようなことから、心がなごみ安心して住めること、自然と共に生息した閑静な住宅地や伝統的な邸宅地であること、自然を十分に感じられることが地域らしさとなっています。

●地域らしさを守り育む方針●

- (1) 緑豊かな風情ある住宅地の維持・保全
- (2) 里山・谷戸の環境の保全と活用
- (3) 安心して暮らせる快適な生活環境の整備

●地域づくりの目標●

「海、山の自然と共生し、
風情ある住みやすいまち」

小磯地域は豊かな自然や歴史、文化を有する地域ですが、丘陵の荒廃、農業の衰退、河川の水質悪化、松林の減少、住宅敷地の細分化など様々な問題が生じており、これらの課題にみんなで協働して対応し、この豊かな環境を次の世代へとつなげる地域づくりをめざします。



東海道松並木

■小磯地域・地域らしさを守り育む方針図■

西小磯谷戸周辺地区
・東小磯、湘南平、西小磯に至るハイキングルートの設定と整備
・血洗川の親水整備の推進

小磯山手地区
・緑豊かな道筋景観の保全にむけた地区まちづくり協定や地区計画等の町並み形成のルールづくり
・生垣等個人による景観形成の取り組みへの助成
・旧別荘等のまちづくりへの活用方策の検討

●その他の取り組み
・緑陰住宅地での風致地区や地区計画等の検討
・休耕地の活用方策の検討
・近隣公園の検討
・町道幹線16号線の整備（歩道及び大磯小学校ガードまでの道路整備）
・鳴立川及び血洗川の水質改善
・下水道の整備



- 住宅地
- 商業・業務地
- 工業・流通業務地
- 農業地
- 自然環境保全地
- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 河川
- 公園・緑地
- 計画公園の配置範囲
- 歴史的・文化的風景
- 重点地区

0 250 500 1,000m N

第4章 地域別構想 国府南地域

●国府南地域らしさ●

国府南地域は、南は海に面し、後方には丘陵が巡り、不動川や葛川など比較的大きな河川が流れ、また国道や県道などの幹線道路が走り、豊かな自然と利便性をあわせもつ地域であるといえます。

日常生活のそこかしこに自然の豊かさを感じられること、その豊かさの中で培われてきた伝統文化や住民の穏やかな気質が地域らしさとなっています。

●地域らしさを守り育む方針●

- (1) 身近にふれあえる自然の保全と活用
- (2) 風土豊かな住宅地の形成
- (3) 安全で快適な住環境づくり
- (4) メインストリートづくり

●地域づくりの目標●

「自然に学び自然を伝える」

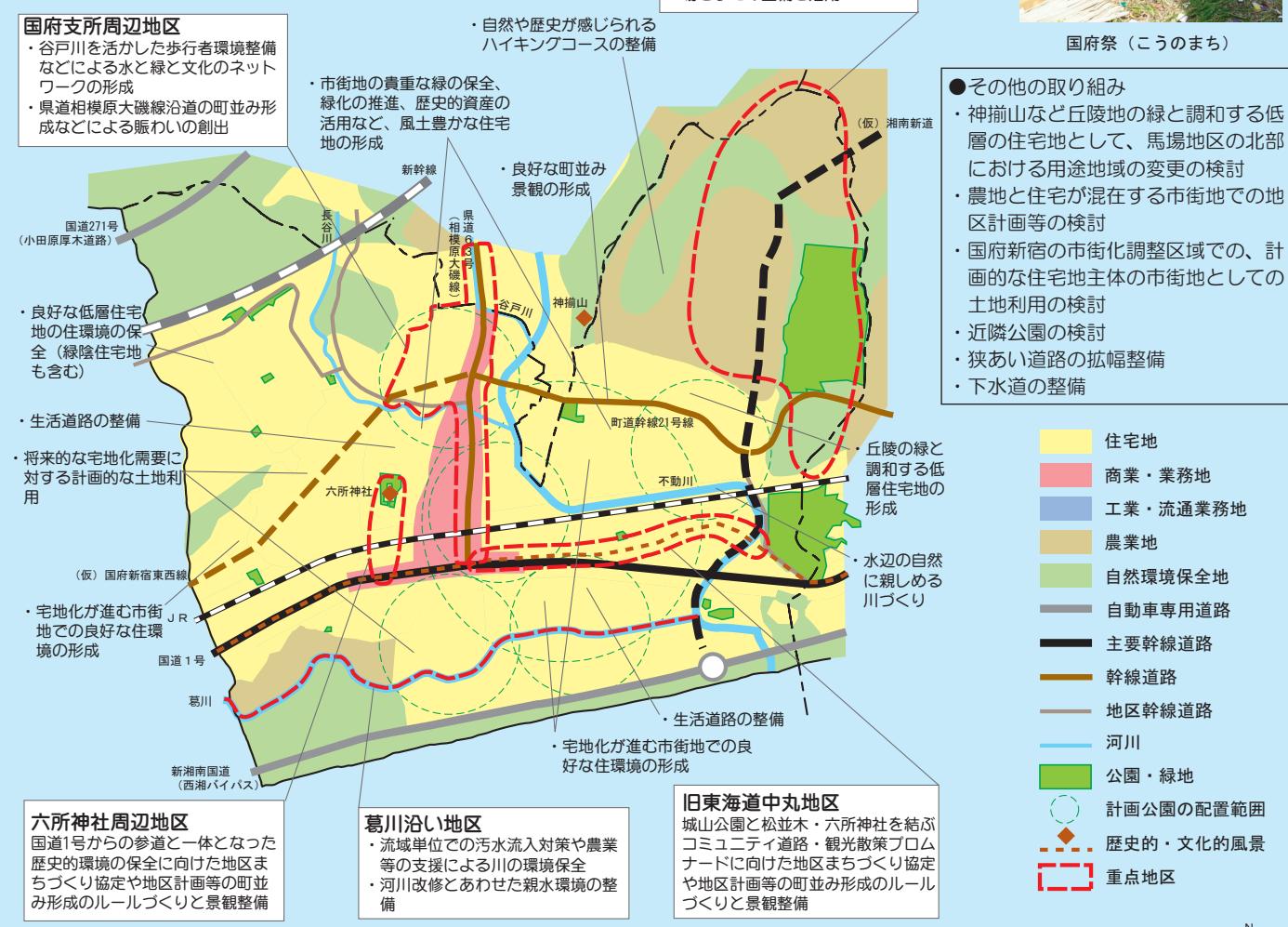
国府南地域は、平安時代末期に相模の国府が置かれ、月京や祇園など京都風の地名が残っており、また国府本郷や国府新宿に国府の名をとどめています。また、毎年5月5日には千余年の歴史をもつという国府祭こうのまつりが神揃山を中心に執り行われています。これらの歴史や伝統が継承され、培われてきたのはこの恵まれた風土、豊かな自然環境があったからだと考えます。同時に、その自然環境は、地域の人々が生活の中で手入れし利用してきたことで維持されてきたものです。

このため、生活文化の土台である身近にある森や川や海の自然をもつと知り、守り、育み、次の世代へとつなげる地域づくりをめざします。



国府祭（こうのまち）

■国府南地域・地域らしさを守り育む方針図■



0 250 500 1,000m N

第4章 地域別構想 国府北地域

大磯町
まちづくり
基本計画

●国府北地域らしさ●

国府北地域は、県道沿いの生沢、寺坂地区と丘陵部の虫窪、黒岩、西久保地区からなっています。みかんや柿などの果物の種類が多く、酪農も盛んで様々な農業が営まれている地域です。

このようなことから、大磯の中で最も自然が豊かでのどかであること、5地区の異なる特性の集まりが地域らしさとなっています。

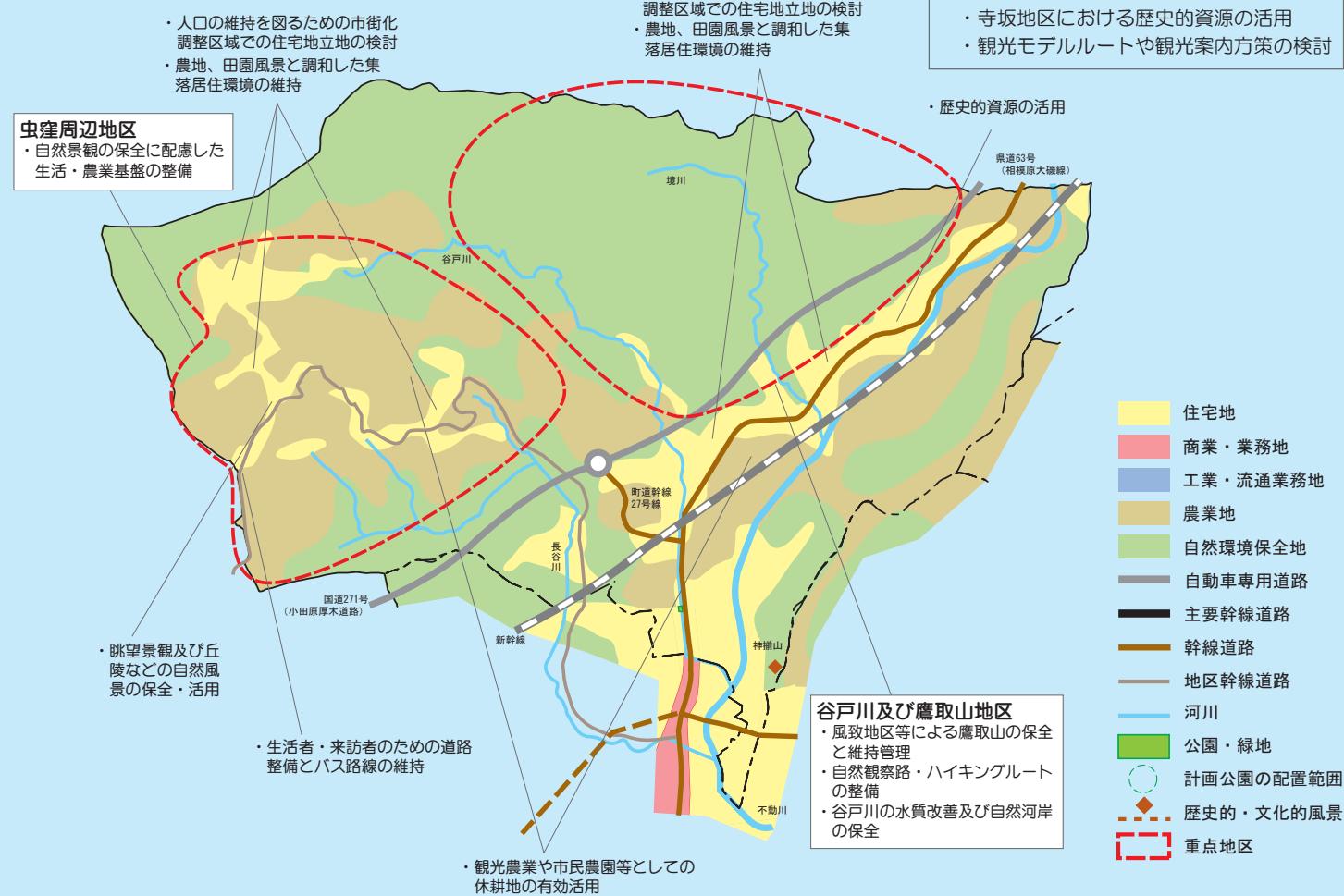
●地域らしさを守り育む方針●

- (1) 住み続けられる集落地・住宅地づくり
- (2) 農地・農業を活かした取り組みの推進
- (3) 豊かな自然環境の保全と活用



西久保の家並み

■国府北地域・地域らしさを守り育む方針図■



第5章 まちづくり基本計画の推進に向けて

まちづくり基本計画は、都市づくりの基本的な方針となるものです。
「豊かな自然に歴史・文化が薫りほつとする素敵なまち 大磯」を基本理念に、参加と協働でまちづくりを進めていくため、次のように取り組んでいきます。

1 多様な制度の活用等

(1) 法律の活用

都市計画法の区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）・地域地区（用途地域、風致地区など）・地区計画、景観法の景観計画・景観重要建造物等・景観地区・景観協定、都市緑地法の特別緑地保全地区・緑化地域・緑地協定、建築基準法の建築協定などの法律に基づく制度の活用を図ります。

特に地区のまちづくりには、地区計画、建築協定、景観協定や風致地区などの制度の活用を図ります。

(2) 条例の活用

大磯町まちづくり条例、大磯町環境基本条例や神奈川県自然環境保全条例など、まちづくりに関連する町や県の条例の活用を図ります。

特にまちづくり条例の地区まちづくり協議会などの自治によるまちづくりや地区まちづくり事業などの協働によるまちづくりの仕組みの活用を図ります。

(3) 手法の組み合わせ

法律等の規制誘導手法や都市計画事業などの事業手法を組み合わせて、目標の達成を図ります。また、事業の実施の際には、まちづくり交付金などの活用を図ります。

(4) 連携の重視

県及び周辺市町との連携、大磯地域・小磯地域・国府南地域・国府北地域の地域間の連携や施策間の連携により施策の展開を図ります。

2 町民主体のまちづくりの推進

町民主体のまちづくりを支援するものとしては、平成14年に施行した大磯町まちづくり条例の自治によるまちづくりの仕組みや、同年の都市計画法の改正により創設された都市計画の提案制度などがあります。

このように町民のまちづくりの発意や活動を支援していく制度は、徐々にではありますが整備されつつあります。今後も、さらに町民主体のまちづくりを進めていくため、次のような施策に取り組みます。

- ・ 町民参加の機会を拡大します。
- ・ まちづくりに関する情報や相談などの情報サービス提供を充実します。
- ・ まちづくり活動の拠点となる施設を整備します。

3 町民と企業と行政との連携・協働

まちづくりは、町民・企業・行政の多様な主体によって行われます。町民・企業・行政は、それぞれの持つ特徴や役割を十分に果たすとともに、主体間の連携・協働によりこの計画の実現に取り組みます。

4 計画の進行管理

毎年、目標や指標の達成状況について管理します。そして、まちづくり基本計画は、おおむね5年ごとに見直します。この見直しに際しては、まちづくり基本計画の実施状況について大磯町まちづくり審議会の評価を経て、報告書を作成して公表します。

5 目標指標

目標指標は、目標と成果を町民に具体的に明らかにするとともに、成果を検証し、計画の見直しを図ることにより、実効性のある計画にしていくことをねらいとしています。本計画では、目標や施策の実現に向けて重要で、また、数値化が可能なものについて、20（重複を除く）の目標指標を示しています。

(1) 大磯らしいまちづくりの目標（第3章1）

①自然と共生するまち

目標指標：緑地率

年度	平成13年度 (2001年度)	平成22年度 (2010年度)	平成32年度 (2020年度)
%	55.2	59.2	61.0

※緑地率は、施設緑地と地域制緑地の面積が町の面積に占める割合です。緑の基本計画の数値です。

②歴史が重層するまち

目標指標：歴史や伝統文化を大切にするまちに満足を感じる人の割合

年度	平成11年度 (1999年度)	平成22年度 (2010年度)	平成32年度 (2020年度)
%	45.6	50	55

※平成11年度の数値は、町民意識調査の「伝統文化を大切にするまち」の満足度の割合です。

③安心して暮らしがやすいまち

目標指標：大磯を安心して暮らしやすい感じる人の割合

年度	平成11年度 (1999年度)	平成22年度 (2010年度)	平成32年度 (2020年度)
%	29.9	35	40

※平成11年度の数値は、町民意識調査の「安全なまち」の満足度の割合です。

④特性を活かす産業のまち

目標指標：観光客数（この指標は、大磯を訪れる観光客の人数です）

年度	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)
人	878,754	1,000,000以上	1,000,000以上

※主な指標として観光客数を目標指標としています。

(2) 大磯らしさを守り育む方針（第3章2）

1) 土地利用の基本方針（第3章2-1（1））

⑤特性を活かした住宅地の形成

目標指標：緑陰住宅地として確保する面積

年度	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成32年度 (2020年度)
ha	3.2	136	136

※平成17年度の面積は緑陰住宅地内の地区計画と建築協定の面積の合計です。

